

熱中症対策における現場管理費の補正の試行要領

令和2年12月10日 2諫契第488号

(目的)

第1条 近年の夏季における猛暑日等の気候状況において、建設現場でも熱中症が多く発生している。本要領は、工期中の日最高気温の状況に応じて現場管理費に補正をすることにより、建設現場における熱中症対策を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 真夏日 日最高気温が30度以上又は暑さ指数(WBGT)(湿度、輻射熱及び気温を取り入れた指標をいう。以下同じ。)が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上又は暑さ指数(WBGT)が25度以上の場合とする。
- (2) 工期 工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間を除く。
- (3) 算定期間 原則として、工事の始期から工事の終期の28日前(その日が諫早市の休日を定める条例(平成17年条例第3号)第1条第1項の市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日。)までの期間をいう。ただし、これによりがたい場合は、発注者及び受注者との協議により期間を定めることができる。
- (4) 真夏日率 以下の式により算出された率(小数第3位を四捨五入し、第2位止めとする。)をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{算定期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(試行対象工事)

第3条 試行の対象となる工事は、市が発注する土木工事であって土木工事標準積算基準、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準及び港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算するもののうち、主たる工種が屋外作業であるものとする。

(気温の計測方法等)

第4条 算定期間のうち真夏日にあたる日数により現場管理費を補正するもの

とする。

2 計測方法については、次の各号に定めるところによる。

(1) 受注者は、施工計画書に工期中における気温の計測方法、計測結果の報告方法を記載する。

(2) 施工現場から最寄りの気象庁が公表している観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

(3) 前2項の計測方法によりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることもできる。この場合、計測に要する費用は、受注者の負担とする。

3 計測結果の報告は、受注者が施工計画書に記載した方法に基づき行うこととする。

（積算方法等）

第5条 現場管理費の補正は、熱中症補正値を以下の式により算出（小数第3位を四捨五入し、第2位止めとする。）し、当該補正値に第3項に定める積算基準における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正値及び緊急工事の場合の補正値を加算して算出する現場管理費補正値を現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{熱中症補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

2 現場管理費補正値が2%を超える場合は、2%とする。

3 次の各号の積算基準を用いた工事における現場管理費の補正方法は、当該各号の定めるところによる。

(1) 土木工事標準積算基準、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準による工事

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{現場管理費補正値})$$

(2) 港湾・漁港請負工事積算基準による工事

$$\text{対象純工事費} \times (\text{現場管理費率} + \text{補正係数} + \text{現場管理費補正値})$$

（対象工事である旨の明示）

第6条 発注者は、熱中症対策における現場管理費の補正の試行工事の対象であることを特記仕様書等に明示するものとする。

（施工箇所が点在する工事への適用）

第7条 施工箇所が複数存する工事については、存する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

（準用）

第8条 第2条から前条までの規定は、市上下水道局が発注する工事について準用する。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に起工する工事から適用する。

(新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防)

2 当面の間、第2条第1号の真夏日の定義については、同号中「30度」とあるのは「28度」とする。